○鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱

令和２年４月１日

上下水道事業告示第４０号

（趣旨）

第１条　この要綱は、指定下水道工事店（以下「指定工事店」という。）が鶴岡市公共下水道条例（平成１７年鶴岡市条例第２３８号。以下「条例」という。）第１５条第１項各号のいずれかに該当する行為（以下「違反行為」という。）をした場合における指定工事店の指定の取消し及び指定停止の処分（以下単に「処分」という。）の基準及び手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）、条例及び鶴岡市指定下水道工事店規程（平成２７年鶴岡市上下水道事業管理規程第８号。以下「規程」という。）の例による。

（違反行為の調査、報告等）

第３条　公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）は、指定工事店が違反行為を行った疑いがあるときは、速やかにその事実関係について職員に調査させるものとする。

２　前項の規定により調査を行う職員は、調査において違反行為の事実が認められたときは、直ちに指定工事店に当該違反行為を是正するように指導するとともに、期限を定めて、てん末書の提出を求めるものとする。

３　第１項の規定により調査を行った職員は、当該指定工事店から前項のてん末書が提出されたとき又は同項で定めた期限までにてん末書が提出されなかったときは、速やかに違反行為調査兼報告書（様式第１号）を作成し、市長に報告するものとする。

（処分の基準）

第４条　違反行為に対して行う処分は、別表に定める違反行為の区分に応じて、同表の違反点数（点）又は処分内容の欄に定めるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、違反点数（点）又は処分内容に定めるものが違反点数であるとき若しくは審査委員会の審議によることとされている場合であって審議の結果違反点数を課すこととしたとき、違反行為について斟酌すべき特段の事情があるとき又は違反行為をした指定工事店が指導に従ったときは、別表に定める違反点数（当該違反行為が同表に定める違反行為の

内容の２以上に該当するときは、それぞれの違反点数を合計した点数）に消滅していない過去の違反点数を加えた点数により、当該点数が１００点に達するごとに、１箇月の指定停止を行うものとし、１００点に満たないときは、違反行為警告書（様式第２号）により文書による警告を行うものとする。ただし、当該点数が６００点を超えるときは、指定の取消しを行うものとする。

３　前項の違反点数は、当該点数の付与された日から２年を経過した日をもって消滅する。ただし、処分を受けたときは、当該処分のあった日をもって消滅する。

（処分の効力の発効）

第５条　前条の規定による指定取消し又は指定停止の処分の効力は、第１０条に規定する通知を行った日の翌日から生ずるものとする。ただし、処分を受ける指定工事店が他の違反行為による処分を受けている場合は、当該他の違反行為による処分の処分期間が経過する日の翌日から効力が発効するものとする。

（聴聞及び弁明等の機会の付与）

第６条　市長は、前条の規定により違反行為の内容が指定の取消しの処分に該当すると認めるときは、速やかに当該処分の対象となるべき者について、意見陳述のための聴聞の手続を行い、又は指定の停止の処分に該当すると認めるときは、弁明の機会を付与するものとする。

２　聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（様式第３号）により通知するものとする。

３　聴聞は、総務課長が主宰する。

４　第２項の通知を受けた者は、聴聞の期限への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書（様式第４号）及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。

５　総務課長は、当該聴聞を終結したときは、聴聞調書（様式第５号）及び聴聞報告書（様式第６号）を作成し、市長に報告しなければならない。

６　第１項の弁明の機会の付与にあっては、弁明の機会の付与に関する通知書（様式第７号）により通知するものとし、期限を定めて弁明書（様式第８号）の提出を求めるものとする。

７　総務課長は、前項の弁明書の提出の有無にかかわらず、弁明報告書（様式第９号）により、市長に報告しなければならない。

８　総務課長は、前各項に定める意見陳述のための手続を終えたときは、第５項又は前項に規定する報告書の内容を参酌して、違反行為に対する処分方針（案）（様式第１０号）を作成しなければならない。

９　前各項に定めるもののほか、意見陳述のための手続に関しては、鶴岡市行政手続条例（平成

１７年鶴岡市条例第１１号）の定めるところによる。

（一部改正〔令和８年上下水道事業告示２３号〕）

（審査委員会への報告）

第７条　総務課長は、前条第８項の規定により作成した処分方針（案）が、指定の取消し又は指定の停止のいずれかの処分に該当する場合は、速やかに規程第１０条に規定する鶴岡市指定下水道工事店審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告しなければならない。

（一部改正〔令和８年上下水道事業告示２３号〕）

（審査委員会）

第８条　審査委員会は、前条の報告を受けたときは、遅滞なく処分方針を決定するものとする。

２　審査委員会の委員長及び委員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長　下水道部長

(2) 委員　各課長

３　審査委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

４　審査委員会の事務局は総務課に置く。

（一部改正〔令和８年上下水道事業告示２３号〕）

（処分の決定）

第９条　処分の決定は、審査委員会の審議結果を基に市長が行う。

（処分の通知）

第１０条　処分の通知は、違反者（法人の場合は、その代表者）に通知書（様式第１１号）により来庁を求め、指定下水道工事店停止（取消し）通知書（規程様式第５号）を手渡しすることにより行うものとする。

（周知）

第１１条　市長は、処分を行ったときは、規程第９条の規定により公示するとともに、関係機関に通知するものとする。

（処分後の排水設備工事の施工）

第１２条　処分を受けた指定工事店は、新たに指定を受け、又は指定の停止の期間が満了するまでは、一切の排水設備工事を施工することができない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、承認を受けた排水設備工事であって竣工していないものに限り、施工させることができる。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、指定工事店の違反行為に対する処分に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱は、この要綱の施行の日以後にした違反行為について適用し、同日前にした違反行為については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱（以下、「新要綱」という。）第５条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた違反行為に対する処分について適用し、同日前にした違反行為に対する処分については、なお従前の例による。

３　新要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた違反行為について適用し、同日前にした違反行為については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年６月２１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱（以下、「新要綱」という。）第５条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた違反行為に対する処分について適用し、同日前にした違反行為に対する処分については、なお従前の例による。

３　新要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた違反行為について適用し、同日前にした違反行為については、なお従前の例による。

附　則（令和８年３月３１日上下水道事業告示第２３号）

（施行期日）

１　この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に係る処分基準

違反項目	根拠条例等		違反行為の内容	処分基準	（工事店規程第７条）斟酌すべき特段の事情がある場合又は、指導に従った場合	
	鶴岡市公共下水道条例	鶴岡市指定下水道工事店規程			違反行為の内容に係る指導方法、又は対応	違反点数（点）
指定基準の違反	第１５条第１項第２号 第８条第１項第１号		１．排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者という」。）を置かないとき。	指定の取消し	指導により休止・廃止の届出書を提出した場合	１０
	第１５条第１項第２号 第８条第１項第２号		２．排水設備等の新設等の工事の施工に必要な設備及び器材を有しなくなったとき。	指定の取消し	必要な設備及び器材を指導により所有した場合	１０
	第１５条第１		３．山形県内に営業所を有しなくなったとき。	指定の取	―	６１０

	項第２号 第８条 第１項 第３号			消し		
	第１５条第１項第２号 第８条 第１項 第４号 イ		４．代表者が破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。（法人の場合役員含む）	指定の取消し	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外	―
	第１５条第１項第２号 第８条 第１項 第４号 ウ		５．代表者が指定を取消され、その取消しの日から２年を経過しない者であることが判明したとき。（法人の場合役員含む）	指定の取消し	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外	―
	第１５条第１項第２号 第８条 第１項 第４号 エ		６．下記の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者と判明したとき。			
			ア）工事の変更及び完了等の届出を行わないとき。	指定の停止	指導により改善が見られた場合	１０
			イ）排水設備工事の施工上の安	指定	審査委員会の審議によ	（審査委

			全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	の停止	る	員会審議）
			ウ）排水設備工事の施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定の停止	審査委員会の審議による	（審査委員会審議）
			エ）偽りその他不正な手段により使用料又は占有料の徴収を免れるための工事を実施したとき。	指定の停止	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	１００
			オ）使用料の徴収を免れるため、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の停止	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	１００
			カ）その他の業務に関し不正又は、不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者と判明したとき。	指定の停止	審査委員会の審議による	（審査委員会審議）
			キ）指定の停止処分中に工事を施工したとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	（審査委員会審議）
	第１５条第１項第７号		７．不正の手段により指定下水道工事店の指定を受けたことが判明したとき。	指定の取消し	―	６１０
責務及び遵守事項の違反	第１５条第１項第４号 第５条	第３条第１項第５号	１．排水設備工事確認申請書を提出せず、工事に着手したとき。	指定の停止	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	１００
			２．排水設備工事確認申請書を提出はしたが、市長の承認を得	指定の停	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	５０

	第１項		る前に工事に着手したとき。	止		
責務及び遵守事項の違反	第１５条第１項第４号 第１６条第１項		３．排水設備工事の完了後５日以内にその旨を市長に届け出て、完了検査を受けなかったとき。	指定の停止	指導により職務に改善が見られた場合	１０
	第１５条第１項第４号 第１３条		４．下水道に関する法令、条例等に従った適正な排水設備工事が施行できないと認められるとき、又は不適正に施工したとき。	指定の取消し	指導により職務に改善が見られた場合	１００
		第３条第１項第１号	５．正当な理由がないにも関わらず、工事施工の申込みを拒んだとき。	指定の停止	指導により職務に改善が見られた場合	１０
		第３条第１項第２号	６．適正な工費で工事を施工しないとき。また、工事の契約に際して、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなかったとき。	指定の停止	指導により職務に改善が見られた場合	１０
		第３条第１項第３号	７．工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせたとき。	指定の停止	指導により職務に改善が見られた場合	１０
		第３	８．指定工事店としての自己の	指定	指導により職務に改善	５０

		条第１項第４号	名義を他の業者に貸与したとき。	の停止	が見られた場合	
		第３条第１項第６号	９．工事の設計及び施工を責任技術者の管理の下に行わなかったとき。	指定の停止	指導により職務に改善が見られた場合は、処分の適用外	―
		第３条第１項第７号	１０．災害等緊急時に市長からの排水設備復旧に関する協力要請があった際、特段の事情も無く協力に努めなかったとき。	指定の停止	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合は、処分の適用外	―
変更等の届出義務違反	第１５条第１項第５号第１４条		１、下記事項について直ちに変更の届出をしないとき。			
		第７条第１項第１号	ア）指定下水道工事店を移転し、又は営業所等を新設、移転若しくは廃止したとき。	指定の停止	指導により届出をした場合	１０
		第７条第１項第２号	イ）破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき	指定の停止	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外	―
		第７条第１項	ウ）組織を変更したとき。	指定の停止	指導により届出をした場合は、処分の適用外	―

		第３号				
		第７条第１項第４号	エ）商号を変更したとき。	指定の停止	指導により届出をした場合	１０
		第７条第１項第５号	オ）代表者に異動があったとき。	指定の停止	指導により届出をした場合	１０
		第７条第１項第６号	カ）選任する責任技術者に異動があったとき。	指定の停止	指導により届出をした場合	１０
		第７条第１項第７号	キ）住所、所在地、電話番号等に変更があったとき。	指定の停止	指導により届出をした場合	１０
		第７条第１項第８号	ク）（ア）～（キ）以外で市長に届け出た事項に重要な変更があったとき。	指定の停止	指導により届出をした場合	１０
		第７条	ケ）排水設備新設工事等に関する事業を廃止し、休止し、若し	指定の停	指導により届出をした場合	１０

			くは再開したとき。	止		
			２．ア～キについて事実と異なる届出をしたとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	（審査委員会審議）
下水道施設への障害付与に関する違反	第１５条第１項第６号		１．施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	指定の停止	審査委員会の審議による	（審査委員会審議）
企業管理規程の違反	第１５条第１項第１号		１．その他下水道に関する法令、条例又は条例に基づき市長が定める企業管理規程に違反したとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	（審査委員会審議）

※　その違反行為が、悪質な場合又は、公衆に与える影響が大きいと認められる場合の処分は、処分基準の欄によらず審査委員会の審議とする。

様式第1号(第3条関係)

年　　月　　日

(あて先)
鶴岡市長　　様

(所　　属)
(職・氏名)　　印

違反行為調査兼報告書

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第3条第3項の規定により、次のとおり指定下水道工事店の違反行為がありましたので報告します。

1　確認日時

年　　月　　日　　時　　分　頃

2　違反行為の内容

内 容　　〔当該違反行為の大まかな内容を記載。〕

根拠規程　　(鶴岡市公共下水道条例第15条第1項第○号に該当)

3　鶴岡市指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者氏名

(指定番号)	第　　号
(事業者名)	○○○○株式会社
(代表者名)	○○　○○
(排水設備工事責任技術者氏名)	○○　○○
(工事確認番号)	○○年度　第○○○○号

4　確認時の状況、事情聴取の内容等

〔当該違反行為における状況、聴取内容を記載。〕

5　添付書類

〔当該違反行為に係る現場状況写真、てん末書等〕

6　備考

様式第2号(第4条関係)

番　　号

年　　月　　日

(あて先)
〔当該違反行為の対象となる指定下水道工事店〕

鶴岡市長　　印

違　反　行　為　警　告　書

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第4条第2項の規定により、次のとおり違反行為について警告します。

今後、このような違反行為が再発することのないよう、社内での周知徹底を図り、より一層の適正な工事の施行に努めること。

1　警告の内容

〔当該違反行為に基づいた警告内容を記載。〕

2　違反行為等の内容

〔当該違反行為の詳細な内容を記載。〕
〔処分基準別表第1　○○等の違反　○―○〕
今回の違反点数・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿点

(処分の基準)
第4条第2項

別表第1に定める違反行為について、斟酌すべき特段の事情があるとき又は指導に従ったときは、同表に定める違反点数により違反点数が100点に達するごとに、1箇月の指定停止とし、100点に満たないときは、違反行為警告書(様式第2号)により文書による警告を行うものとする。この場合において、当該違反行為が同表に定める違反内容の2以上に該当するときは、それぞれの違反点数の合計、また消滅していない過去の違反点数がある場合は、それを加算し違反点数とする。

様式第3号(第6条関係)

番　　号
年　　月　　日

(あて先)
〔当該違反行為の対象となる鶴岡市指定下水道工事店〕

鶴岡市長　　印

聴　聞　通　知　書

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第6条第2項の規定による聴聞を次の通り行いますので、通知します。

1　聴聞の件名

〔当該違反行為の件名を記載。〕

2　予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令等の条項

〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕

3　不利益処分の原因となる事実

〔当該違反行為の詳細な内容を記載。〕

4　聴聞の期日及び場所

年　　月　　日(　)　午前　　時　　分
鶴岡市上下水道部総務課

5　主宰者の氏名及び職名

総務課長

6　聴聞に関する事務担当

総務課

(備考)

1　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類や証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出すること、又は聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2　聴聞が終結するまでの間、市長に対し、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3　正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書及び証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結する場合があります。

様式第4号(第6条関係)

年　　月　　日

(あて先)
鶴岡市長　　様

届出者　住所
氏名　　㊞

陳　述　書

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第6条第4項の規定による陳述書を次のとおり提出します。

聴　聞　の　件　名	
不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	

様式第5号(第6条関係)

聴　聞　調　書

作成年月日	年　月　日	主宰者	職名　総務課長　　氏名　　㊞
聴　聞　の　件　名			
聴聞の期日及び場所			
鶴岡市指定下水道工事店名			
陳述書提出の有無			
聴聞出頭の有無			出　頭 不出頭(理由)
出頭者の職名及び氏名			
上下水道部職員が行った説明の要旨			
証拠書類等の表目			
その他参考となるべき事項			

様式第6号（第6条関係）

聴　聞　報　告　書

作成年月日	年　月　日	主宰者	職名　総務課長　　氏名　　㊞
聴　聞　の　件　名			
不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張			
不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に対しての見解			
不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見の理由			

様式第7号(第6条関係)

番　　号
年　　月　　日

(あて先)
〔当該違反行為の対象となる指定下水道工事店〕

鶴岡市長　　印

弁明の機会の付与に関する通知書

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第6条第6項の規定による弁明の機会を次のとおり付与しますので、通知します。

1　弁明の機会の付与の件名
〔当該違反行為の件名を記載。〕
2　予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令等の条項
〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕

3　不利益処分の原因となる事実
〔当該違反行為の詳細な内容を記載。〕

4　弁明書の提出先
鶴岡市上下水道部総務課
5　弁明書の提出期限
年　　月　　日

(備考)
1　弁明書の提出に併せて証拠書類や証拠物を提出することができます。

様式第8号(第6条関係)

年　　月　　日

(あて先)
鶴岡市長　　様

提出者の住所
氏名　　㊞

弁　明　書

年　　月　　日付けで通知のあった弁明の機会の付与に関し、鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第6条第6項の規定による弁明書を次のとおり提出します。

弁明の機会の付与の件名	
不利益処分の原因となる事実 その他当該事案の内容についての意見	

様式第9号(第6条関係)

弁　明　報　告　書

作成年月日	年　月　日	報告者	職名　　氏名　　㊞
弁明の機会の付与の件名			
不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張			
不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見			
不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見の理由			

様式第10号(第6条関係)

年　　月　　日

鶴岡市上下水道部
鶴岡市指定下水道工事店審査委員会

総務課長

処　分　方　針　(　案　)

○○工事店の違反行為あたり、鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第6条8項の規定により、次のとおり処分方針(案)を作成したので報告いたします。

1　処分の内容

〔当該違反行為の処分の内容を記載。指定の停止の場合は下記も記載。〕

(　指定の停止○箇月　)

2　違反行為の内容

〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕

(鶴岡市公共下水道条例第15条第1項第○号に該当)

(別表第1　違反行為に係る処分基準内容を記載)

3　違反点数の内容

今回の違反点数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＿＿＿＿点
過去2年の累積違反回数(今回含む)・・・・・・・・・・・＿＿＿＿回
過去2年の累積違反点数(今回含む)・・・・・・・・・・・＿＿＿＿点

様式第11号(第10条関係)

番　　号
年　　月　　日

(あて先)
〔当該違反行為の対象となる指定下水道工事店〕

鶴岡市長　　印

通　知　書

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり来庁を求めます。

1　来庁を求める日時及び場所

日時　　年　月　日　　時　　分
場所

2　理由

違反行為に係る処分通知のため

※　なお、来庁の際はこの通知書を持参し、担当者へ提示してください。また、上記の日時に来庁できない理由がある場合は連絡してください。

担当者職氏名　○　○　○　○
電話番号

様式第１号（第３条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第６条関係）

（一部改正〔令和８年上下水道事業告示２３号〕）

様式第４号（第６条関係）

様式第５号（第６条関係）

（一部改正〔令和８年上下水道事業告示２３号〕）

様式第６号（第６条関係）

（一部改正〔令和８年上下水道事業告示２３号〕）

様式第７号（第６条関係）

（一部改正〔令和８年上下水道事業告示２３号〕）

様式第８号（第６条関係）

様式第９号（第６条関係）

様式第１０号（第６条関係）

（一部改正〔令和８年上下水道事業告示２３号〕）

様式第１１号（第１０条関係）